平成２５年（フ）第３４８号
相模原市緑区中野1958番地34
債務者　坂部　　敬
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４９号
神奈川県座間市入谷４丁目3011番地の６　東建座間ハイツ２―1412
債務者　松本　　昭
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５０号
相模原市中央区上矢部５丁目10番23号
債務者　山口　典正
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５１号
相模原市中央区上矢部５丁目10番23号
債務者　山口マサエ
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５６号
相模原市緑区二本松４丁目26番14号　二本松中央ビル301
債務者　横山美智子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５９号
新潟県三条市下保内1038番地
債務者　中澤美亜子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６２号
新潟県加茂市中村３番23号
債務者　小原真奈美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８６２号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目411番地の３
債務者　芳村　美加
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番12―301号
債務者　丸田　晃資
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６５号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番33号―105
債務者　新宮　史也
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５７２号
愛知県東海市大田町下浜田35番地の１　サプリーム大田川301号
債務者　原田　理恵
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９５号
愛知県半田市天神町60番地　シティ15―202号
債務者　澤田　信次
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０３号
愛知県あま市七宝町秋竹四町田805番地15　ベルパークいずみ―201号
債務者　小島　克司
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６６号
名古屋市北区田幡２丁目14番24号　メゾン・ド・ソレイユ403号
債務者　池田　香織
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６７号
名古屋市港区木場町６番地の18　サン・コーポラス木場402号
債務者　高山　末子（旧姓加藤・中村・崔）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７１号
香川県高松市三条町49番地４
債務者　高橋知能生
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９８号
長崎県長崎市田中町1574番地　ティーコート矢上402、旧住所長崎県長崎市網場町257番地12
債務者　松島　宏徳
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―601号
債務者　高倉　義則
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部